

広域事務組合環境センターにごみを搬入される個人・事業所の方へ

(注意事項)

広域事務組合環境センターへのごみ搬入にあたり、以下の注意事項を必ずお守りください。

- 1 搬入できるごみは、宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町の家庭から排出される一般廃棄物と同区域の事業所で事業活動に伴い排出される事業系一般廃棄物で産業廃棄物以外のごみになります。
※分別不良・産業廃棄物及び処理不適物は、お持ち帰りいただきます。
- 2 粗大ごみ以外は、中身が見える透明または半透明の袋に入れてください。
※構成市町の「指定ごみ袋」で持ち込まれても手数料が必要です。
- 3 粗大ごみの受入可能サイズは、幅 1m×高さ 80 cm×長さ 2.5m以内です。
- 4 手数料は生活系一般廃棄物（一般家庭のごみ）が 10 kgあたり 50 円、事業系一般廃棄物（事業所のごみ）が 10 kgあたり 100 円です。
※10 kg未満の場合は 10 kgの手数料、10 kg以上の場合は 1 kg単位で四捨五入となります。（例：4 kg=10 kg、14 kg=10 kg、15 kg=20 kg）
※混載ごみの場合は、ごみの種類ごとに計量しそれぞれ手数料が必要です。
- 5 排出者確認のため、個人の方は「運転免許証」、事業所の方は「身分証及び運転免許証」を提示してください。
- 6 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなど複数のごみを一度に搬入する場合、それぞれ降ろす場所が異なりますので、混雑緩和のため仕分けして搬入されますようお願いいたします。
- 7 施設内は一方通行及び規制速度 15 km/h 以下となっています。案内表示及び施設職員の指示に従って走行してください。
- 8 搬入できる日時は、月曜日から土曜日の午後 1 時から午後 4 時 30 分までです。
※日曜日、祝日及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は受け入れできません。

宇和島地区広域事務組合環境センター
TEL：0895-49-5040